



令和7年9月22日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 みらい

代表者名 小澤 弘

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和7年8月27日（水）～ 令和7年8月28日（木）

2 参加者氏名

小澤 弘	田中 栄		

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
北海道札幌市 第20回全国市議会 議長会研究フォーラ ム	地方議会議員のなり手不足問題の解決に向けて

4 概要

別添のとおり

第20回全国市議会議長会研究フォーラム in 札幌結果報告

1 日 時 令和 7年 8月 27日 (水) 13:00～16:50
令和 7年 8月 28日 (木) 9:00～11:00

2 場 所 札幌文化芸術劇場 hitaru

3 テーマ 「地方議会議員のなり手不足問題の解決に向けて」

4 内容についての概要

○第1日目(8月27日(水))

(1) 基調講演

伊吹文明元衆議院議長より、「主権を預かる誇りと責任」についての講演。

講演内容

我が国の統治機構や主権者については、過去様々な変遷を経てきた。

万世一系の天皇陛下の主権であったものが、大東亜戦争後、講和条約までの間、統治はGHQにより行われた。現行の日本国憲法も、明治憲法のもと、GHQ主導で制定されたもの。このため地方自治に関する部分は、わずかしき規定されていない。

国の統治においては、行政府の代表者、統治者たる内閣総理大臣は、国民ではなく、国会により選任される。内閣総理大臣の国会解散権の行使等をめぐっては様々な論争はあるものの、国会は国権の最高機関と規定されている。

一方、自治体の統治は、二元代表制。市長も市民から選ばれるため、長との関係において、議員の皆さまは大変ご苦勞されているのではないかと思います。二元代表制の最大の課題は、長と議会の調整については、憲法には明記されず、法律に委ねられている点にある。議会が長の不信任議決をし、市長が失職したのち、その市長が選挙で再選するといったことが繰り返されている。主権者たる住民の民意、長、議会の調整機能がうまく働いていない。憲法改正が行われるなら、自治体として、このあたりのことを議論の俎上に載せていってほしいと思う。昨今は議員生活終了後に生活保護を受給する方も増えている現状。

地方議員の皆様は、住民と向き合い、かつ大きな権限を持つ市長とも利害調整を図っていかねばならない。今後とも、重責を担いつつ、議会制民主主義への貢献、住民の福祉の向上に貢献していただけるよう期待している。

(2) パネルディスカッション

「多様な人材の参画促進の観点から地方議会議員のなり手不足問題を考える」

コーディネーター 辻 陽(近畿大学法学部教授)

パネリスト 牧原 出(東京大学教授)

白石 洋一(読売新聞東京本社政治部次長)

山田 節子(山口県宇部市議会議長)

長内 直也(北海道札幌市議会議長)

1. 議員の定数・報酬の課題
 2. 議員の仕事に魅力がない
 3. 議員の仕事への理解不足
 4. 若者や女性が立候補しやすい環境が足りない
 5. 落選してしまえばそれで終わり
 6. 年金の問題、老後の問題
- など様々な課題がある。

☆ 地方議会・議員定数・議員報酬を考える際の論点

- ・なり手不足をもたらす根本的な問題として、どのような議員像を想定するかによって、求める議員像によって然るべき定数・議員報酬の額も異なる。
- ・そもそも議員専門化が可能なのか？（例 通年議会の方向性）、それとも専門化できないことを前提とした運営を目指すのか（例 夜間休日議会の方向性）
- ・どのようにして議員の多様性を確保するのか ※農業や会社経営者、福祉法人代表などといった個人事業主や、会社を定年退職した高齢者が多く議員となっている現状 ※専門化した方が若い人や給与所得者としての経験を持つ者も議員になりやすくなる一方、非専門の議員からなる議会（夜間休日議会）の方が有権者の関心を引く可能性も。
- ・何の代表としての役割を議員や議会に期待すべき存在なのか（職域？地域？ジェンダー？世代？自治体全域？）

牧原氏より 地方自治体のデジタル化

- ・新型コロナ下にて世界的に進んだオンライン議会はきわめて重要
- ・必要なのは、すでに実施している団体側から、実施に際しての留意点、工夫点などの細かい情報を公開し、他の自治体と共有すること。
- ・規模の大きい自治体であればあるほど、オンライン開催などデジタル化の効用も大きい。

白石氏より やはりお金の問題をどうするか？

- ・日本の選挙は身銭を切る。供託金が負担という声もある。
- ・なり手不足を踏まえての、大胆な見直しも必要なのではないか？

山下氏より 議員になりたい人が立候補しやすい環境を作らなければ！

- ・議会・議員活動の情報発信強化、議員報酬等の見直し、議員の資質向上、など
- ・現役世代が議員になれるように「職業」として見合った報酬額を定めることで処遇の改善をする。
- ・本業として議員活動に専念し、市政の様々な課題にじっくり向き合える環境を整備する。

長内氏より なり手不足問題対策としての主権者教育を大切にする

- ・教育委員会を通じて夏休みの自由研究に議場見学を！などの取組を推進
- ・札幌市議会の1年間の流れがわかるチラシの作成
- ・小中高校生向けにチラシを作成し、議場見学で配布説明をする
- ・広報誌「さっぽろ市議会だより」にも特集記事として掲載、など

○第2日目（8月28日（木））

課題討議「地方議会議員のなり手不足問題の取組報告」

コーディネーター 牧瀬 稔（関東学院大学法学部地域創生学科教授）

パネリスト 今井 康善（長野県岡谷市議会前議長）

平神 純子（鹿児島県南さつま市議会議員）

中野 進（石川県白山市議会議長）

主たる内容

小規模市の議会議員の求人広告を仮に作成した場合、「裁量労働で月額21万円、福利厚生なし、諸手当なし、昇給なし、退職金なし、個人情報ダダ洩れ」。そんな労働条件で若者が魅力ある職業としてとらえ、なりたいと思うだろうかというコーディネーターの問いからスタート。

各議会・議員の具体的な取組内容や成果・課題の紹介と解決に向けた提言が行われた。

特に前回の市議会議員選挙で全国唯一の定数割れとなった、長野県岡谷市の今井前議長からの、2年間の活動報告については、市民との意見交換やシンポジウム開催と、「対話」を大事にしたものが多かった。

石川県白山市議会においては、「みんなでギカイを考えるキカイ」実行委員会を設置し、市民の多様な意見を市政に反映するために広報公聴委員会を充実。

鹿児島県の南さつま市の平神議員は、鹿児島県内の女性議員を100人にする会活動報告をなされた。目標の100人は本年4月に達成したとのこと。

（2）質疑応答

問 議員のなり手不足に対応して、自分が落選するのではないか

答 実際応援活動が忙しく自分が落選した。しかし、議会に魅力がなかったり、議員としての仕事につきたいと思える若者がいなくなることは、未来への危機感しかない。

5 感想・所見

＊地方議会議員のなり手不足問題を考える

あるパネリストの資料によれば、議員報酬について、福利厚生無し・原則諸手当無し・原則昇給無し・退職金無しとあったが、的を得た資料と思う。

今回の研究フォーラムは、地方議員のなり手不足問題だが、まず、議員が魅力ある職業ではないことが大きな要因の一つであり、市町村民の関心が無くそのために地方議員選挙の投票率が、全国的に低下している。

議員に立候補してもらうためには、報酬を上げることも一つの方法ではあるのだが、報酬を上げることは、たやすいものではなく、市町村長が報酬審議会を開催して審議会で決めた報酬を議会に上程して議決して報酬は上げることができる。このように、報酬一つにしてもかなり難しく、手をつけない自治体がほとんどだと思われる。

なり手不足の自治体は、都道府県議会議員選挙と町村議会議員に多く見られ、市議会議員選挙ではあまり見られない。ただし、市民が少ない市議会議員選挙ではなり手不足が多く、無投票選挙が見られている。また、女性議員が多く見られる議会では、無投票はないように思われる。

坂戸市の議会は、女性議員が全体の 40%であり、まもなく 50%も考えられ、なり手不足にはならないと考える。

*伊吹氏からの講演については、ご経験からの歴史的なお話を交えながら、非常に興味深い内容であった。タイトルの通り、議員の立場はまず非常に重いということ、市長との関係においても、安易に予算を通してしまう形ではいけないということなどを、伝えてくださった。また、議員の大変さも、ご本人のご経験からもよくわかって頂いており、昨今は議員生活終了後に生活保護を受給する方もいる現状を踏まえ、老後のことを考えると良い人材は議員には出てこないと課題について明言された。議員を支持してくださる方に対しても、議員の現実面や、行政との関係性含め、理解していただけるように説明できる議員にならなくてはならないというのも印象的であった。

なり手不足の問題は、議員報酬や活動環境の整備だけでなく、議会そのものの情報発信が重要であると感じた。市民に議会を身近に感じてもらい、参加可能な場であることを示すためには、情報発信の工夫や議会活動の可視化、若者や女性の参画促進が不可欠である。

坂戸市議会においても、今回の学びを活かし、議会広報の DX 化や市民協働型の政策形成プロセスの導入を積極的に検討すべきと考える。

発表にもあったが、主権者教育の推進も最重要課題の一つである。

坂戸市でも教育委員会との連携を強化し、若年層への政治教育を制度化することで、将来的な議員のなり手育成につなげる必要があり、議員の立場の重責を強く感じた研修であった。

今回のフォーラムを通じて、議会は変化を恐れず、市民との協働、現場主義、そして制度設計力を兼ね備えた存在へと進化していくべきと感じた。

今回の貴重な経験を活かし、坂戸市議会の更なる改革と政策提言の質的向上に努める所存である。





令和7年11月6日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 みらい
代表者名 小澤 弘

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和7年10月7日（火）午後1時30分～午後3時19分
- 2 参加者氏名

小澤 弘	田中 栄		

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「事例で考える議会運営のポイント」

- 4 概要
別添のとおり

坂戸市議会議員研修会実施報告

- 1 日 時 令和7年10月7日（火）午後1時30分～午後3時19分
- 2 場 所 坂戸市役所 3階 全員協議会室
- 3 内 容 「事例で考える議会運営のポイント」
(株)廣瀬行政研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏
- 4 内容についての概要
本会派は、前記内容について、議員研修会に出席し、講師から説明を受けた。
説明及び主な内容は次のとおりである。

【議員の発言権とその限界】

☆地方自治法132条

議会や委員会の会議において、議員が「無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定しています。これは、議員の発言の自由を認めつつも、議会という場が公的な議論を行う場所であるという性質上、秩序を維持し、品位のある議論を確保するためのルールです。

1. 議員の発言権について

(ア) 発言自由の原則

- ・議員が、議会で誰からも拘束されずに自由に発言できること
- ・会議原則・・・会議運営の積み重ねによって生じた共通のルール

(イ) 発言自由の原則の制約

- ・地方自治法132条
- ・標準市議会会議規則151条
- ・議員は、議会の品位を重んじなければならない

(ウ) 地方自治法132条の法意

- ・本会議や委員会の場合は、地方公共団体の事務に関わる公の問題を議論する場であって、議事に関係のない個人の問題を議論すべきではない

(エ) 無礼の言葉とは

- ・議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉 ex. 身体的特徴等

(オ) 不穏当・不規則発言とは

- ・不穏当発言・・・良識を有する者が口にしない発言

- ・不規則発言・・・議長の許可に基づかない発言
- (カ) 発言の取消・訂正と会議録
 - ・発言の取消・・・発言の趣旨の変更を伴うもの→議会の許可が必要
 - ・発言者自身による発言の取消
 - ・他の議員による発言取消しを要求する動議
 - ・発言取消命令が行える期間・・・会期中であれば可
 - ・議員の責任・・・議決されれば発言はなかったこととされるが、議員の責任は消滅しない

2. ネットリテラシー

(ア) 意義と背景

インターネット上の情報を正しく読み取り、状況に応じて適切な判断や行動ができるようにする能力が求められている。

(イ) SNS における主な侵害行為

- ◇ プライバシー侵害
- ◇ 名誉棄損・侮辱
- ◇ 著作権等侵害
- ◇ SNS による議会外での不適切な言動への対応

3. ハラスメントとは

- ・自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的に攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動をいう。
 - 相手の人格や尊厳を冒す人権問題で、被害者が心身に支障を来し、最悪の場合には自死を選ぶ場合もある。
- ・加害者は、刑事上・民事上の責任を問われる場合あり。
 - 公務員（地方議員も含む）はさらに、道徳的責任を問われる場合あり。
- ・組織はハラスメントを防げない組織として信用が失墜し、評判を貶めることもある。
 - ☆対応として議会としてのマニュアル等を事前に作ることが大事である。
 - アンケート調査等の事例の紹介

4. 質疑・応答

Q. ハラスメント防止条例の制定における助言は

A. 相談窓口の設置においては、男女比を揃え、第三者機関としての弁護士等の参加が望ましいが、それに伴う予算措置も必要となる。

5 感想・所見

令和4年度から、4年続けて廣瀬和彦氏を講師に招いての坂戸市議会議員研修会が行われたことに感謝する。

令和7年度は、市議会において、議員が同時に、「議員の発言権とその限界」や「ネットリテラシー」について学ぶ機会を得たことは、大きな意味があるものとする。

このところ、他自治体において、一部の議員の不穏当発言や、市長のプライベートな問題等、様々な場で問題となる事例があった。議員には、様々な権限が付与されているが、それらは、住民の直接選挙によって選ばれ、住民の代表として、住民全体への奉仕者として地域全体の公共利益を考えて表決に臨むためのものであることを再認識した。

今回の議員研修は、坂戸市議会において坂戸市議会ハラスメント防止条例を作成しようとしている時であり、時機を得た議員研修となったと考える。詳細な講演が大いに参考となり、より良い条例となるよう活かしていきたい。

以上



様式第2号

令和7年11月7日

坂戸市議会議長 様

会 派 名 みらい

代表者名 小澤 弘

実 施 報 告 書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

1 期 日 令和7年10月8日（水）～ 令和7年10月10日（金）

2 参加者氏名

小澤 弘	田中 栄		

3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
栃木県栃木市 栃木市役所	栃木市フードバレー構想 「とちぎ おいしいところ フードバレー」
栃木県宇都宮市 第87回全国都市問題 会議ライトキューブ 宇都宮	成熟社会の都市のかたち ～コンパクトで持続可能なまちづくり～

4 概要

別添のとおり

栃木県栃木市調査結果報告

- 1 日 時 令和7年10月8日（水）午後2時00分～午後3時30分
- 2 行 先 栃木県栃木市役所
- 3 内 容 栃木市フードバレー構想について
- 4 栃木市の概要

栃木市は、栃木県の南部に位置し、東京から約1時間のアクセスが可能な都市です。歴史的な「蔵の街」として知られる中心市街地や、ラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地、太平山などの自然豊かな景観が特徴である。また、豊かな自然を活かした農業も盛んである。

5 内容についての概要

本会派は、前記内容について、栃木県栃木市を訪問し、担当職員等から概要説明を聴取し、質疑・応答を行った。

説明及び主な質疑は次のとおりである。

(1) 栃木市フードバレー構想について

ア フードバレーについて

元々はオランダのアムステルダム近郊の食品産業クラスターを示す。

近年、日本においては、食品産業を軸として地域活性化に取り組む地域を表す。

イ 栃木市フードバレー構想

栃木県が、平成22年度に県内の「食」に関する幅広い主体を集結し、交流・連携する場として「フードバレーとちぎ推進協議会」を設立し、活動していた。当時の県職員が栃木市の副市長に就任し栃木市版フードバレー構想が推進された。

- ① 食品関連事業者を栃木市フードバレー協議会へ参画してもらうこと
- ② 協議会の事務局は、市の商工振興課が担うこと
他課とともに構想の事業方針に関わる事業の実施も担うこと
- ③ 構想の推進による食産業の振興が目的であること
- ④ 市と協議会が連携・協力して推進すること

*市では、構想を推進するために、次の6つの支援を行う。

- ・企業と生産者のマッチング支援
- ・新しい商品の開発に向けた支援
- ・販路開拓・販売拡大と輸出への取組
- ・情報発信と新商品のPR
- ・食・スポーツ・教育に関する取組
- ・食と観光に関する取組

*栃木市フードバレー協議会

(ア) 設立は令和4年5月

- ・協議会活動の目的

「食」を柱とした地場産業の振興と持続可能な社会の形成に寄与すること。

- ・主な取組方針

会員相互の交流、情報発信、市が推進するフードバレー構想に関わる事業への協力、県が推進するフードバレー事業に関わる事業への協力

(イ) 協議会の活動

- ・活動の考え方

- ① 県事業との差別化

- ② 小規模事業者支援の充実（国・県・市の支援）

- ③ 公費で事業化を目指すための試行的な取組

- ④ 会員企業に極力負担をかけない

- ・協議会の主たる事業

- ① 販路開拓の支援：全国規模の展示会への出展支援

- ② 製品の周知支援：地域イベントの参加支援等

- ③ 社会課題の啓発：食品ロス削減の啓発活動

- ④ 情報提供：国・県及び市の支援情報の提供

ウ フードシェアリングサービス TABETE について

TABETE は、飲食店・中食店で食品ロスの危機にある食事を、レスキュー（テイクアウト）できる国内最大級のサービス。ロス率改善により、利益の最大化を支援する DX ツールにもなる。

(2) 質疑応答

問 TABETE アプリの詳細について

答 アプリ利用の初期費用のみ補助金を実施。

問 高齢化や担い手不足に対する農業支援策は。

答 新規参入は計画は25人だったが実際は34人、苺や水稻における各種支援策が功を奏したと考える。

6 感想・所見

説明を受ける前に、参加企業である岩下食品について現地視察を行った。

岩下の新生姜は、台湾産の生姜を使用しているとのことだった。楽しいゲームなどもあり小さい子供から、大人まで楽しめた。市は、民間企業や農業者を支援しつつなご役を務めている。

坂戸市においてもブランド化・販路開拓、担い手育成と新規参入についての支援が必要と再認識した。

第87回 全国都市問題会議

1 日 時 令和7年10月9日（木）午前9時30分～午後4時30分
令和7年10月10日（金）午前9時30分～午前11時50分

2 場 所 ライトキューブ宇都宮

3 テー マ 成熟社会の都市のかたち～コンパクトで持続可能なまちづくり～

4 内容についての概要

○第1日目（10月9日（木））

（1）基調講演

報告者 広井良典氏（京都大学名誉教授）

タイトル「人口減少・成熟社会のデザイン」

【概 要】

日本の都市・地域は、アメリカ的な郊外ショッピング・モール型に変遷してきた。中心市街地は、シャッター通りとなり空洞化が顕著になっているが、これからは商店街を歩いてゆっくり過ごせる「コミュニティ拠点」として再生させるという発想が、ヨーロッパの街並みづくりに通じる、商店街の復権につながるだろう。

人口減少時代における日本社会あるいは国土の在り方については、京都大学ではAIを活用した未来シミュレーションを活用しシナリオ予測と分析を行っている。

「東京一極集中」といわれるが、これからは、地方におけるコンパクトシティ推進による、「多極集中」の国土ビジョンが重要ではないか。

（2）主報告

報告者 佐藤栄一氏（宇都宮市長）

タイトル 「人口減少社会に対応する都市の構造改革～100年先も発展できる『ネットワーク型コンパクトシティ』の形成～」

【概 要】

かつて、中心市街地を核に人口や都市機能がコンパクトに集中していたまちは、人口増加に伴って郊外に拡散してきた。

これらの課題を見据え、「ネットワーク型コンパクトシティ」を長期的なまちづくりの方向性として全国に先駆けて位置付けた。地域における既存の拠点を市の骨格となる交通ネットワークによって、連携・補完する「ネットワーク化」の促進を一体的に進めている。

（3）一般報告

・南学氏（東洋大学国際PPP研究所シニアリサーチパートナー）

縮小しても機能の充実につながれば、むしろポジティブな将来像も描けるとする「縮充」という造語をつくり、推進している。成熟社会における公共施設マネジメントは縮充（縮小しても充実している）が必要。

・大西秀人氏（高松市長）

持続可能なまちづくりのために、行政は地域の主体的な動きを支える「伴走型パートナー」として取り組んでいる。商店街の再生には、官民協働により商業施設に加え、住宅や医療施設、子育て支援拠点を導入し、「買い物」だけでなく「暮らす・支える」機能を融合させた都市空間を創出することが必要

・森本章倫氏（早稲田大学理工学術院教授）

いかに中心市街地・居住誘導地域に人を集めるか。そして、その地域に適切な交通網を構築するか。これからの自治体の取り組むべき課題である。

○第2日目（10月10日（金））

（1）パネルディスカッション

・内田奈芳美氏（埼玉大学大学院人文社会科学研究科教授）

・吉田元氏（㈱みちのりホールディングス代表取締役グループCEO（兼）関東自動車㈱代表取締役社長）

・山下裕子氏（まちなか広場研究所主宰）

・高橋知規氏（室蘭市企画財政部長） ※市長の代理登壇

・伊木隆司氏（米子市長）

【概要】

コーディネーターの埼玉大学大学院の内田教授の成熟社会におけるコンパクトな都市を考える上で、歩行者の快適性を重視する施設整備が、歩く楽しさという「パブリック・ライフ」を演出するという考えの下、4人のパネラーが、「移動したいときに移動でき、しあわせに生活を送れるためには」「まちの中の拠点づくり」「地域内外のつながりについて」などについて意見を述べられた。

5 所 感

「次世代のために、今やるべきことをやる」という視点での取組について語られた。そのために50年先100年先を見据えて取り組んでいることが分かった。

そして、「いくつになっても、出かけていけ、出かけたが都市」になるよう、公共交通ネットワークを構築し、DXをうまく活用し、歩いて出かけることが、楽しいまちづくりを推進していくことが重要ということで、「楽しさは公共性で」という言葉が印象的だった。

今回の「成熟社会の都市のかたち」では、宇都宮市の公共交通のライトラインが紹介され地域内交通のあり方についてさまざまな考え方が紹介された。坂戸市での取組は、坂戸市独自の公共交通を作ることが必要であり、まちづくりについても、高齢者の居場所づくりや住民の支え合いネットワークを考えて交流センターを利

用したまちづくりをすべきと感じた。



